

お知らせ

子育て世帯負担軽減事業 (商品券配布)

エネルギーや食料品価格等の物価高騰が続く中で、子育て世帯を応援するため、18歳までの児童を養育する子育て世帯に、対象児童一人当たり3万円分の商品券を配布します。

●支給対象児童

0歳から18歳までの児童（平成18年4月2日から令和7年3月31日までに生まれた方）
※18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童

●配布方法

市に住民登録されている方に3月中旬から発送します。3月下旬になっても届かない場合は、お問い合わせください。

☎保健福祉部 子ども未来課
☎82-1000

東日本大震災の被災者の方の国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金免除終了

平成26年までに避難指示が解除された地域に住所を有していた被保険者の方は、医療費の窓口負担免除は、3月31日（月）で終了となります。平成27年以降に避難指示が解除された地域に住所を有していた被保険者の方には、2月下旬に新しい免除証明書を送付しました。医療機関を受診する場合は、必ず保険証等と一緒に窓口へ提示してください。ただし、上位所得世帯は対象外となります。

☎市民部 市民課 ☎82-1112

自動車税種別割

自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）現在で運輸支局に登録された名義上の所有者（割賦販売による購入の場合は使用者）が、5月末日までに納めることになっております。



☎自動車登録

東北運輸局福島運輸支局
☎050-5540-2015

いわき自動車検査登録事務所
☎050-5540-2016

●自動車税種別割

県中地方振興局県税部課税第二課
☎024-935-1261

セルフメディケーションをご存知ですか？

セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。セルフメディケーションの基本は、自分の体の状態を知ることです。健康診断の結果に注目し、自分の健康管理の意識を高め、生活習慣の見直しを図りましょう。かぜや腹痛、軽いけがなどの体調不良の時には、OTC医薬品（要指導医薬品および一般医薬品）を上手に利用し、自分で手当てすることもセルフメディケーションです。健康診断や予防接種を受けている人が、対象の医薬品を年間12,000円以上購入した場合、確定申告をすることで所得控除が受けられます。医療費控除との併用はできません。購入した際の領収書（レシート）に控除対象であることが記載されていますので、レシートや領収書は捨てずに保管しましょう。また、厚生労働省のホームページにセルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）につ

いて掲載されていますので、ご活用ください。

☎市民部 市民課

☎82-1112



ひな祭りイベント

●日時 3月2日（日）

第1クール 午前10時～11時30分、第2クール 午後1時～2時30分、第3クール 午後3時～4時30分

●会場 おひさまドーム

●内容 簡単にできる、ひな人形製作を行います。

☎おひさまドーム ☎82-2700

介護や認知症、高齢者虐待などの高齢者に関する相談

田村市地域包括支援センター
☎68-3737（担当地区：滝根町、大越町、都路町、常葉町）

田村市ふねひき地域包括支援センター
☎73-8762（担当地区：船引町）

平日午前8時30分～午後5時30分
土曜日午前8時30分～午後0時30分

高齢者健康長寿サポート事業利用券の使用期限

6年度に交付した高齢者健康長寿サポート事業利用券の使用期限は、3月31日（月）までです。使用期限を過ぎた利用券は無効となり、使用できませんので、必ず期限までにご利用ください。

☎保健福祉部 高齢福祉課

☎82-1115

リフィル処方箋をご存じですか？

リフィル処方箋とは、慢性疾患など症状が安定している患者について医師が認めた場合、最大3回、医療機関にかからずに薬局で薬を受け取れる制度です。患者は、医療機関を受診する回数が少なくなり、医療費や交通費等の経済的負担軽減や感染症流行期の通院による感染リスク軽減をできるメリットがあります。投薬量に制限がある医薬品や湿布薬は、リフィル処方箋の対象外です。希望される方は、かかりつけ医にご相談ください。

☎市民部 市民課 ☎82-1112

暮らし

住宅火災を予防しよう

3月1日から7日は、春の火災予防運動です。＜住宅火災 いのちを守る10のポイント＞をご紹介します。

【4つの習慣】

- ・寝たばこは絶対にしない、させない
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ・こんろを使うときは、火のそばを離れない
- ・コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

【6つの対策】

- ・火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ・火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは防炎品を使用する

・火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく

・お年寄りや身体の不自由な方は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく

・防火防災訓練へ参加し、地域ぐるみの防火対策を行う

☎郡山消防本部予防課

☎024-923-8172

ペットボトルの収集日が増えます

一人あたりのペットボトルの排出量が増加しているため、4月からペットボトルの収集日を増加します。詳細は、お住まいの地区のごみカレンダーをご確認ください。

☎市民部 環境課

☎81-2272



賃貸アパートのトラブルに注意

進学や就職、転勤などで、賃貸アパートの契約をすることが多くなる時期ですが、トラブルにならないよう注意が必要です。

- ・契約前に契約書をよく読み、退去の特約を確認しておきましょう。
- ・入居時に賃貸物件の原状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。
- ・入居中のトラブルは、貸主側にすぐ相談しましょう。
- ・退去時には精算内容をよく確認し、納得できない場合は説明を求めましょう。

困ったときは1人で悩まず、田村市消費生活センターへご相談ください。
☎田村市消費生活センター
☎61-5009（平日午前9時～午後4時）

転出届はマイナポータルで

市から他市区町村へ住所を変更する場合には、市に転出届を提出し、これからお住みになる市区町村に転入届を提出する必要があります。マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口に来庁しなくてもオンラインで転出のお手続きが可能です。

●利用できる方 引っ越しをする本人または同一世帯の方。※同一世帯に属さない代理人によるお手続きはできません。

●準備するもの 電子証明書が有効なマイナンバーカード、マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォン・パソコン等の機器、2種類の暗証番号

●申請期間 新しい住所に住み始める日の30日前から住み始めた10日後まで

※以下に該当する場合は窓口にてお手続きが必要です。海外に引越しをする、マイナンバーカードの氏名・住所等を最新の情報に更新していない、マイナンバーカードの暗証番号が分からない

●注意事項

・マイナポータルのメニュー「申請状況照会」から処理状況が確認できます。申請処理状況が「完了」となってから転入先市区町村の窓口で転入のお手続きを行ってください。

☎市民部 市民課
☎82-1112



精神障害者保健福祉手帳及び自立支援(精神通院)受給者証の更新

更新の手続きは有効期限の3カ月前からできますので、早めの申請をお願いします。個別に更新案内はしていません。

☎保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ

広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課（☎0247-81-2117）へ